

令和8年度 久万高原町発注工事に係る入札不調対策特例措置の取扱い

1. 主任技術者の専任要件について

請負金額 4,500 万円以上（建築工事 9,000 万円以上）の建設工事に求めている主任技術者の工事現場間相互の間隔が 10 km 以内の工事 2 件について兼任可

2. 現場代理人の設置に係る取扱いについて

- ① 兼任要件の緩和
 - 請負金額の上限引き上げ
4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）未満
 - 兼任件数の緩和
現場代理人 1 人に対して 3 件以内
（ただし、町工事以外の工事と兼任する場合は 2 件まで）
 - 現場間の距離要件の緩和
現場間の移動時間が 30 分以内又は久万高原土木事務所管内
 - 発注者（監督員）と常に携帯電話等で連絡が取れ、発注者（監督員）が求めた場合には、速やかに工事現場へ向かう等必要な対応ができること。
- ② 主任技術者の兼任が認められた工事の現場代理人の兼任承認
建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定により主任技術者の兼任が認められた工事は、2 件まで兼任を認める。現場間距離 10 km 以内
- ③ 雇用要件の緩和
 - 現場代理人変更時の雇用要件の緩和
受注者と変更日の前日以内に直接的な雇用関係があること。

3. 入札者数の取扱いについて

全ての入札（工事及び業務委託）について、1 者応札を有効とする。

4. 相指名業者への下請制限の緩和

受注者からの申請により、同一の入札参加者への下請を原則承認